

米国テネシー州及びウィスコンシン州から日本向けに輸出される
生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置について

平成29年3月6日

今般、米国テネシー州の肉用種鶏農場において高病原性鳥インフルエンザ（H7
亜型）、ウィスコンシン州の七面鳥農場において低病原性鳥インフルエンザ（H5N2
亜型）の発生が確認されたことから、両州から日本向けに輸出される家きん、家
きん肉等について、輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

記

1 輸入停止措置の対象地域

生きた家きん：テネシー州及びウィスコンシン全域

家きん肉等：テネシー州全域及びウィスコンシン州バロン郡の発生場所から半
径10km 以内の区域

2 輸入停止措置の対象品目

- (1) 生きた家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも
目の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ）
- (2) 家きんの肉、臓器等及びこれらの加工品
- (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品（「米国
から日本向けに輸出される加熱処理された液卵製品に関する家畜衛生条件」（平
成16年12月13日付け16動検第954号）に基づいて処理された加熱処理液卵を除
く。）

ただし、平成29年2月8日以前にテネシー州及びウィスコンシン州において
と殺又は採卵された（2）及び（3）の品目であり、かつ輸出されるまでの間、
防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであること（平成29年2月8
日までに加工、梱包まで終了していることが必要）を米国政府が証明している
ものは除く。

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛

ただし、平成29年2月8日以前にテネシー州及びウィスコンシン州において生産された羽毛であり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであること（平成29年2月8日までに加工、梱包まで終了していることが必要）を米国政府が証明しているものは除く。